平成２６年（フ）第２３４号
福岡市中央区桜坂２丁目９―１ミルクハウス２Ｂ、住民票上の住所福岡市早良区田村６丁目11番７号
破産者　有馬　三雅
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２３５号
福岡市早良区田村７丁目14番14号Ｂ―104、住民票上の住所福岡市早良区田村６丁目11番７号
破産者　有馬　和幸
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０６号
福岡市南区大楠１丁目６番１号、開始決定時の住所福岡市博多区美野島１丁目23番29―107号
破産者　中畑　芳美
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１６号
福岡市南区南大橋１丁目19番17―103号
破産者　溝田　　巧
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３５号
福岡市城南区別府６丁目25番21―101号
破産者　前田　弘文
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５２１号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―315号
破産者　石井　和行
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
破産者　木浪　勝広
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
埼玉県八潮市大字伊勢野67番地１　ドミールＣ204号室
破産者　竹本　英男
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
広島市西区高須１丁目３番35号
破産者　尾田　典幸
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―405号
破産者　月俣　修彦
1　決定年月日　平成26年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４２号
北海道稚内市大黒４丁目８番８号
破産者　鎌田　吉治
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９号
仙台市青葉区堤通雨宮町２―38　パレス上杉306号室、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字上納南51番地
破産者　宇野　幸治
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７８号
横浜市鶴見区駒岡３丁目18番35―312号
破産者　竹花　卓也
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５５号
横浜市港北区新羽町1934番地１　ヴィーブルＡ棟103号室
破産者　石原健太郎
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９０号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜１丁目８番28号201
破産者　岩崎　文夫（旧姓早川）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
新潟市中央区関屋金衛町１丁目190番地９
破産者　渡邊　一彦
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４５号
新潟県長岡市中沢４丁目406番地１―303　ボヌール長岡303号室
破産者　大﨑　　優
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
新潟県柏崎市北園町１番12―404号　県営北園町住宅Ｂ号棟、前住所新潟県柏崎市田中27番15―103号　サンクレストＡ
破産者　椿　　智行
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
愛知県豊橋市下地町字神田83番地１、従前の住所愛知県瀬戸市汗干町75番地の２　ビレッジあせび102
破産者　鈴木　　潔
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部